

議案第 18 号

議決第 号

始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月15日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年始良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。